

## 【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

要請・  
協力依頼  
内容

施設の 種類	内訳	要請・協力依頼内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗	◆ <u>大規模商業施設において、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。</u> (特措法第31条の6第1項)
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	◆ <u>感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。</u> (特措法第24条第9項)
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)	◆営業時間は5時から20時までとする。 (協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗のうち、生活必需物資を除く ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)

## 【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

要請・  
協力依頼  
内容

施設の 種類	内訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、 演芸場、プラネタリウム など	◆入場者の整理誘導等を徹底する。 (特措法第24条第9項)
集会・ 展示施設	集会場、公会堂、展示 場、貸会議室、文化会 館 など	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く 周知する。(協力依頼)
ホテル・ 旅館	ホテル、旅館(集会の用 に供する部分に限る)	◆人数上限5,000人、かつ、収容率100%以内(大 声なし)、50%以内(大声あり)。 (特措法第24条第9項)
運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、 スポーツクラブ、テーマ パーク、遊園地 など	◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催の 場合は21時まで)とする。(協力依頼) 映画館については、5時から21時までとする。 (協力依頼)
博物館等	博物館、美術館 など	◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを 含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)